

見本

別記

第1号様式（第5条第1項）

（表）

児童クラブ加入申込書

年 月 日

栄町長 様

保護者 住 所
氏 名
電話番号

4月からの新しい学年の記入をお願いします。

児童クラブへの加入について、次のとおり申し込みます。

児 童	ふりがな 氏 名	生年月日	性 別	在 学 小 学 校
	栄 太 郎	R 3 ・ 1 ・ 1	男・女	小学校 1年 組
加入を希望する児童 ク ラ ブ の 名 称		〇〇〇児童クラブ		
加 入 を 希 望 する 理 由		就労のため		
利 用 時 間 延 長 申 出 の 有 無	①午前7時から午前8時	有 ・ 無		
	②午後6時30分から午後7時	有		
土 曜 利 用 の 希 望 の 有 無	土曜保育の希望有無欄 にチェックをお願いします。	有 ・ 無		
○児童の家庭の状況				
区 分	(ふりがな) 氏 名	児 童 と の 続 柄	生年月日	性 別
児 童 の 世 帯 員	栄 一 男	父	・ ・	男・女
	栄 花 子	母	・ ・	男・女
			・ ・	男・女
			・ ・	男・女
			・ ・	男・女
緊 急 時 の 連 絡 先	1 名称又は氏名及び住所・電話番号			
	2 名称又は氏名及び住所・電話番号			

延長利用の申出の有・無欄にチェックをお願いします。有の方は加入者負担金と延長料金を合算した金額を口座振替させていただきます。年度途中で利用開始及び廃止の方は変更届を提出して下さい。
一時加入者は利用実績に基づき、翌月請求になります。利用が不確定の方は無で申請して下さい。無の申請をした方で月の途中から利用があった場合等は変更届の提出が必要となりますのでご注意ください。

◆注意事項◆

①常時加入の方で延長利用を有で申出された方は、実際に延長時間の利用がなくても延長料金が発生致します。

申出が無の方で、月の途中で利用になった方は変更届の提出をお願いします。

申出が有の方で、年度途中で辞める方は変更届の提出をお願いします。

※一時加入者は負担金と同様、利用状況により、翌月請求させていただきます。

②土曜保育を有にした安食児童クラブ利用者は安食台児童クラブへ必ず利用日等の報告をお願いします。

(裏)

児童の1週間の予定(塾等)	
月	
火	
水	
木	
金	
土	
児童の健康で気をつけて欲しいこと	児童の長所・短所など
(既往症)	(長所)
(常備薬)	(短所)
(その他)	(その他)
備考	学校担任

令和4年1月1日時点(7月以降の利用は令和5年1月1日時点)に住民票がある方は一番下に☑を記入、署名していただければ課税証明書の添付は不要になります。生活保護又は児童扶養手当受給世帯を証する書類を添付する場合、栄町が保有する情報を職員が調査することに同意する場合には該当箇所へ☑、署名をお願いします。

児童クラブ加入者負担金額等を決定するため、生活保護法の適用を受ける被保護世帯等又は児童の世帯の当該年度分の市町村民税及び前年分の所得税の課税状況の確認が必要となりますので、次のいずれか希望される方法を選択し、☑を記入してください。

- 生活保護法に基づく被保護者等であることを証する書類を添付します。
- 当該年度分の市町村民税の課税額を証する書類を添付します。
- 児童扶養手当受給世帯等であることを証する書類
- 私達は、児童クラブ加入者負担金額等の決定に当たり、栄町が保有する私達の生活保護等又は児童扶養手当受給世帯、町税の課税状況に関する情報について、栄町職員が調査することに同意します。

(※以下に、自署又は記名押印してください。)



児童クラブ変更等届

年 月 日

栄町長 様

保護者 住 所
氏 名
電話番号

児童クラブの利用について、次のとおり変更等をしたいので届け出ます。

児 童 の 氏 名	栄 太 郎	学年	1 年	
児 童 ク ラ ブ の 名 称	安食台児童クラブ			
変更等 内容 (該当項目に☑を記入して下さい。)	☐ 1 脱 退	脱退年月日	年 月 日	
		脱退理由	ひとりで留守番ができるため	
	☐ 2 欠 席	欠席期間	年 月 日から 年 月 日まで	
		欠席理由	夏休みの利用がないため	
	☐ 3 利 用 時 間 の 延 長 変 更	開始日	年 月 日	
		廃止日	年 月 日	
		変更理由	就労のため	
		変更内容	☐ ①午前7時から午前8時まで ☑ ②午後6時30分から午後7時まで	
	☐ 4 そ の 他	変更日	年 月	住所、氏名、勤務先・ 勤務条件、世帯区分、 課税状況、産前産後休 暇等の場合提出が必要 です。
		変更内容	栄町安食台1-2	
		変更理由	住所変更のため	

※利用時間の変更について

- ①年度当初に申出を有の方が辞める場合は廃止日のみ記入をお願いします。
- ②年度途中から利用する方は利用開始した日を記入し、継続して年度末まで利用する場合はそのまま提出して下さい。
- ③年度途中から利用する方で、当月のみの利用の場合は開始した日を記入し、廃止日は当月末を記入して下さい。

◆延長料金についての補足事項

【常時加入】

①常時加入の方で、事前に延長利用を有で申出された方は、実際に延長時間の利用がなくても延長料金が発生致します。（継続的に利用のある方を想定しています。）

②延長利用を無で申出された方が、緊急的に延長時間を利用する場合は、児童クラブに備え付けてある「児童クラブ変更等届」を記入し、提出して下さい。

③単月、長期休校期間等に延長時間を利用される場合は、前月の20日までに「児童クラブ変更等届」に延長時間の開始日と廃止日を記入し、提出して下さい。

④延長利用を有で申出された方、前月の20日までに利用開始の変更等届を提出された方は加入者負担金と延長料金の併せた金額を口座振替とさせていただきます。

※月の途中等に緊急的に利用する場合は翌月納付書を送付させていただきますので、金融機関等にて納付をお願いします。

【一時加入】

①現状、一時加入の申込後、児童クラブの利用を一度もしない方が多数見受けられる状態となっています。一時加入者負担金は利用した日数×日額の請求としているため、延長料金に関しても、実際に利用された方のみ請求させていただきます。

申出を無で申請されていた方が、緊急的に延長時間を利用する場合は、児童クラブに備え付けてある「児童クラブ変更等届」にて開始日と廃止日を記入し、提出して下さい。

※有で申出た方でも、実際に延長時間の利用がない場合は請求いたしません。原則、利用が確定している方は有にて申込ください。延長利用が不確定な方は無にて申込をお願いします。

②翌月に入退出表の利用日数及び延長利用、児童クラブ変更等届の確認を行い、併せて納付書もしくは口座振替にて請求させていただきます。